法令及び学習指導要領を背景とした鑑賞活動についての一考察

八木 誠一

はじめに

当愛媛県美術館では、所蔵品展と企画展において、 県内の小中高校大学、特別支援学校等からの事前の申 請により児童生徒・学生及び引率者の観覧料の減免措 置を施し、入場料を無料または減額として観覧を許可 している。この制度を活用し当館を訪れた平成23年 度から27年度までの各年度における鑑賞者数は下表 のとおりである。

年度	幼稚園	小 学校	中学校	高等 学校	大学	特別 支援 学校	計
23	1,393	3,684	1,549	450	365	153	7,591
24	401	3,387	1,670	597	383	13	6,451
25	476	2,063	1,610	972	476	40	5,637
26	1,192	3,431	2,078	1,554	214	210	8,679
27	792	3,983	2,543	1,128	255	56	8,757

表 1 《減免措置による学校団体の入場者数(人)》

これによると、毎年5千人から8千人程度の児童生徒、学生及び引率者が、観覧料の減免措置による鑑賞のために当館に訪れていることがわかる。

一方、各年度における学校団体の入場者数と、所蔵 品展と企画展の総入場者数との比較は下表のとおりで ある。

年度	学校団体入場者数 (人) (a)	総入場者数 (人) (b)	割合 (%) (a)/(b)
23	7,591	419,958	1.8
24	6,451	123,412	5.2
25	5,637	154,803	3.6
26	8,679	184,143	4.7
27	8,757	246,088	3.6

表 2《学校団体と総入場者数の比較》

このことから、学校現場からの美術館での鑑賞に対する関心やニーズは相当数あるものの、全体の中での占める割合は低いことがわかる。学校においては、美術館で実物の芸術品を鑑賞することに高い教育的価値を見出し、それを学校の教育活動の一環として実践しているということであるが、今後美術館としては積極的な広報により、いっそうの児童生徒、学生の来館を促し、美術や美術館の活動への理解を深めていきたいところである。

一方、当美術館においては、平成27年度から文化 庁の支援を受け「愛媛県美術館・博物館・小中学校共 働による人材育成事業」に取り組んでいる。これは美 術作品の鑑賞法の一つである「対話型鑑賞」のスキル を用いて、小中学校における様々な教育活動において 児童生徒の「みる・考える・話す・聴く」力を育むこ とができるファシリテーターを育成するものである。 次期学習指導要領のキーワードと目される「アクティ ブ・ラーニング」の具体的実践方法を示唆するものと して、学校関係者の協力を得て、事業を推進している。

本説においては、以上のように学校と美術館との美術鑑賞を通した関係がますます充実しつつある現状の背景として、美術作品を鑑賞する活動が、社会教育や学校教育においてどのように位置づけられ推進されてきたか、また、その中で美術館がどのような役割を期待されてきたかということを、美術館の根拠法令となる一般法、特別法等にある美術館や鑑賞に関する記述から考察したい。

次に、鑑賞教育など、学校の教育課程の基準となる 学習指導要領について、昭和22年に初めて公示され た学習指導要領と、現行の最も新しい学習指導要領と において、小学校図画工作科の本文、及び解説等の中 で、鑑賞の学習がどのように規定されているか、また、 美術館を活用した鑑賞指導に関する記述がどのように なされてきたかについて概観する。

関係法令とその記述

ここでは、社会教育法、博物館法、生涯学習の振興 のための施策の推進体制等の整備に関する法律、文化 芸術振興基本法、学校教育法等において、美術館や鑑 賞活動、鑑賞教育がどのように規定されているか、該 当部分を抽出し要点を踏まえる。なお、学校に関する 記述については、義務教育に基づくもののみを取り上 げることとする。

<社会教育法>

第3条第1項

国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

第9条第1項

図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

<博物館法>

第2条

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする。

第3条

博物館は、前条第一項に規定する目標を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。(中略)

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学 術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動 を援助すること。

<生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に 関する法律>

第3条

都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資する ため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これ らを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の 整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施す るよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

<文化芸術振興基本法>

第21条

国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

第23条

国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、 青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、 青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施 策を講ずるものとする。

第 24 条

国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(文化芸術団体)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第26条

国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

<学校教育法>

第21条

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第 5条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げ る目標を達成するよう行われるものとする。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その 他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

以上のように、社会教育法において博物館(美術館)が社会教育施設と規定され、その詳細を示す博物館法においては、博物館(美術館)の社会教育施設としての役割を定義し、その活用の在り方について定められている。

一方、生涯学習の見地からすると、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」や「文化芸術振興基本法」においては、文化芸術に触れる機会を設けることについて国や地方公共団体、教育委員会等の努力義務を示しており、これは鑑賞者の立場においては、行政の努力義務により文化芸術により親しむことができる環境の整備が保証されていることが示されている。

これらのような一般法、諸種特別法の整備により、 生涯教育施設全般において美術館の位置づけが定まり、 そこで行われる鑑賞活動についてもその振興、充実を 図る施策の努力義務が各行政機関に求められることと なり、これを背景として学校教育における鑑賞活動の 一役を担う美術館の役割も保証されてきていると言え る。

学習指導要領における鑑賞に関する標記

前項において、社会教育、生涯学習を含めた教育活動全般における美術館での鑑賞活動の背景を概観したが、ここでは、学習指導要領において美術館における鑑賞活動がどのように記述されてきたかを概観する。

まず、学習指導要領は、学校教育法施行規則に次にように規定されている。

<学校教育法施行規則第52条>

小学校の教育課程については、この節に定めるもの のほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公 示する小学校学習指導要領によるものとする。(中学

校にも準用)

昭和22年に学校教育法及び学校教育法施行令、同施行規則が公布され、これに基づき、最初の学習指導要領が昭和22年に試作として誕生したという経緯があった。以下その昭和22年版学習指導要領図画工作編を概観する。

昭和22年学習指導要領(試案)図画工作編の「はじめのことば」において、「図画工作の教育はなぜ必要か」という問いが提起され、その答えとして「一発表力の養成」「二 技術力の基成」「四 具体的・実際的な活動性の助長」などが示されている。これらに並び「三 芸術心の啓培」の項には、以下のような記述がみられる。

「美を愛し、美を創造し、美を味わい楽しむのは、 人間の持つ一つの特性である。人類はこの特性を持っ ているから、諸種の芸術品を作り、それによって生活 にうるおいを与えている。… (中略) …かかる人類の 芸術的活動のあとをかえりみると、芸術は単なるぜい たくではなく、やむにやまれない人の本性から出発し ているものである。この本性を育て、平和で、香りの 高い文化を建設する素地をあたえることは、教育の一 つのつとめでなければならない。

この中で、芸術を創作し、また鑑賞することの意義 や価値が述べられ、学校教育においてその素地を形成 することの必要性が説かれている。

さらに、この昭和22年学習指導要領試案では、図画工作科の目標を3つ掲げており、「一 自然や人工物を観察し、表現する能力を養う。」「二 家庭や学校で用いる有用なものや、美しいものを作る能力を養う。」に並んで「三 実用品や芸術品を理解し鑑賞する能力を養う。」を定めている。さらにこれを踏まえて「図画工作の学習指導法」では、「表現の学習指導」と「知識及び鑑賞学習の指導」の二つが、指導すべき学習内容として定義されている。

その「知識及び鑑賞学習の指導」では、「生徒児童 の活動」として、具体的な学習の様子を含めて以下の ような記述がある。

「鑑賞方面の生徒児童の活動については、まだ定説 を得るに至っていない」と前置きをしたうえで、

「1 鑑賞に必要な予備研究をする。

- 2 作品を味わう、工芸品などは実際にそれを使ってみる。
- 3 鑑賞の結果の感想を述べる。
- 4 その感想について討論する。

等が考えられる。」と生徒児童の活動が例示されている。これらのことから、鑑賞の活動が表現の活動と並んで図画工作科における学習の要件であったこと、鑑賞においては作品を見るだけでなく、その活動から得た感想について他者と話し合うことにも力点が置かれていたことが、すでにこの初発の学習指導要領において明らかとなっていることがわかる。

さらに「各学年における図画工作指導」について見る。第1,2学年の項ではもっぱら「表現」についての指導事項が列記されており、鑑賞についての記述は見当たらない。第3学年になって初めて「鑑賞」の語が用いられ、具体的な指導の方針が示されている。

ここでの記述は、試案であったためか現代での学習 指導要領の記述にくらべ、実践的即物的な文言表現が 多いと感じられる。特に、第3学年と第4学年の項に ある「注意」という項目は、指導者個人への要請とし て、具体的な指導姿勢や留意点等にまで踏み込んだ記 述が見られる。

この昭和22年版における第3学年から第6学年までの「鑑賞の指導方法」を以下に引用する。

① 第3学年

- 1 日常用いる工芸品などは、実際に使いながら、 その美しさを比べる。
- 2 学用品や教室の花びん、その他について、どれが美しいか批評しあう。また、家庭で使っている茶わん・盆・さらなどを集めて、それが、どんなに美しいかを話し合う。
- 3 絵画や彫刻などの実物、または写真や複製品 などを見て、その美しさを話し合う。

注意1

鑑賞眼を養うには相当美的価値の高い器物を 日常使わせたり、扱わせたりするのがよい。

注意2

実用品は、児童には、実用価値と、美的価値とを分けて考えにくい場合が多いであろうが、 むしろ用美を一体として考えてよいであろう。

注意3

鑑賞材料は名作品のみに限る必要はない。む しろわかりやすくて、児童に興味のあるものを 選んで常に掲げておくのがよい。

注意4

児童は物そのもの、または教材に注意を奪われやすいから、注意して指導しなければならない。

注意5

美術品に対して、立ち入った説明をしても、 まだよくわからないであろうから、児童の興味 をひく程度の、簡単な説明にとどめるがよい。

注意6

鑑賞のために、特に時間を設けて指導することもよいが、多くの場合他の教材の指導に附帯して、工芸品や美術品を見せて鑑賞させる程度でもよいであろう。

② 第4学年

1 日常使っている工芸品や学用品などについて、 どういうものが、使って便利であり、堅ろうで あり、見て美しいかについて討論したり、実際 に使って美的価値だけでなく実用価値を調べた りする。

材料は、陶磁器・ガラス器・金属製品・木竹 製品・紙製品・糸布製品等学校に備えられたも のがなければ、家庭から持って来る。

2 美術工芸品の実物又は写真・絵画・彫刻等の 実物又は写真・複製品などを見て、その美しさ を味わい感想や所見を述べる。

注意1

工芸品や美術品を味わうことは、むしろ理解ではなく、度々それに接することによって、自然にできてくるものであるから、討論させたり、感想を述べたりさせるときも、理論に流れないように注意し、感受性をするどくすることに重点をおかなければならない。

注意 2

児童に見せる美術品は、価値の高いものでなければならないが、児童の興味をひく写実的な解りよいものでなければならない。

注意3

鑑賞のために特に時間を設けて指導することもよいが、この程度のうちは、他の教材の指導に附帯して、工芸品や美術品を見せたり、教室に掲げておいて、常に見せたりすることを主とするのが適当であろう。

③ 第5学年

- 1 日常使用しているような工芸品については、 使って便利であるか、堅ろうであるか、見て美 しいか、などの観点から、数個のものを比較検 討し、また、できれば、実際に使って、その実 用価値や美的価値を判断する。
- 2 美術工芸品や、美術品などで実物を見ること のできないものは、写真や複製品により、その 見どころを研究したり、作者の略伝や、名作に ついての物語を調べさせたりして、その作品を 味わい、それについての感想を述べたり、討論 したりする。
- 3 つとめて、展覧会や、価値の高い建築物など を見学し、個人の所蔵品も、虫ぼしなどのとき 見せて貰う。
- 4 できれば、掛け物や額などを見るときの作法 や、その扱い方なども実習する。

④ 第6学年

- 1 工芸品や美術工芸品などは、その見方を研究 し討論もする。(中略)
- 2 作品個々の美しさだけでなく、どのようなと ころに置いたら最も美しく見えるか(視角の関 係その他)、更に、他の物との組み合わせによ る総合的な美しさにまで鑑賞の範囲をひろめて 研究する。
- 3 その作品のできた背景となる時代の特色、作者の略伝・逸話・名作物語、等も調べ、またその作品のどこがよいかについて、これまで多くの人が称えていたことについて調べる。
- 4 つぎつぎに変わった作品を見ることもよいが、 同一の作品をたびたび見ることもする。
- 5 機会あるごとに展覧会・美術館・博物館・古 社寺等を見学する。

以上のように、昭和22年版の学習指導要領におい

ては、のちに示す現行の学習指導要領と比べ、格段に 具体的かつ詳細な各学年の発達の段階に応じた指導内 容が記されている。ここでは指導者の指導上の留意点 に力点が置かれており、学習者の関心意欲の喚起や主 体性を保証する視点にはあまり重きを置いていないこ とがわかる。しかしながら、美術館等での実際の鑑賞 活動については奨励されており、現行の学習指導要領 につながる面も見られる。

次に、平成 20 年版の現行学習指導要領を概観する。 平成 20 年 1 月に中央教育審議会の答申が示され、 これをふまえて平成 20 年 3 月 28 日に学校教育法施行 規則の改正、幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習 指導要領が公示された。この時の小学校学習指導要領 図画工作の解説には、平成 20 年 1 月の中央教育審議 会答申に学習指導要領の改善の趣旨が記されており、 その中に鑑賞教育に関連する記述として「美術文化の 継承と創造への関心を高めるために、作品などの良さ や美しさを主体的に味わう活動や、我が国の美術や文 化に関する指導をいっそう充実する。」という項目が ある。

この学習指導要領の図画工作では、「言語活動の充 実」と「鑑賞指導における美術館等との連携」が内容 の新たな改善の項目として示された。「言語活動の充 実」については、平成10年公示の前学習指導要領か らの改訂の要点として、小学校学習指導要領解説にお いて、「鑑賞の各学年の内容に『話したり、聞いたり する』、『話し合ったりする』などの学習活動を位置付 け、言語活動を充実する。」という記述が見られる。 さらに各学年の内容のなかで、児童の鑑賞の学習にお いての、「話合い」、「話し合う」などの用語が多用さ れるようになってきている。併せて、学習指導要領解 説の第4章「指導計画の作成と内容の取扱い」の「1

指導計画作成上の配慮事項」のうち「(3)「B鑑賞」の指導に関する事項」では、配慮事項として「児童が対象について感じたことなどを言葉にしたり友人と話し合ったりするなど、言語活動の充実について配慮すること」と明記されている。くわえて「2 内容の取扱いと指導上の配慮事項」においては、「(5) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を

図ったりすること。」という事項が示されている。

平成20年度学習指導要領の改訂にあたり、重要なキーワードとなった「言語活動の充実」が、図画工作科においては、美術館等における作品鑑賞を通じて、児童が感想を述べたり話し合ったりするという学習の在り方として提示されていると考えられる。

終わりに

昭和22年に生まれた学習指導要領では、鑑賞については、学校での授業を通して児童の実生活に即して美術品を愛で美的素養を高めていくという指導が望まれていた。その後約60年を経た平成20年度版にいたっては、学校での鑑賞に加えて、鑑賞を通して言語活動の充実を図る一環として、美術館における能動的な鑑賞学習への取り組みが奨励されるようになってきている。

昨今、新しい学習指導要領の新たなキーワードとして「アクティブ・ラーニング」という言葉が多用されるようになっている。これまで見てきた学習指導要領の図画工作科の記述の変遷は、次期学習指導要領のエッセンスである「アクティブ・ラーニング」に通じる流れとなっており、今後も、学校教育において、美術館での能動的な鑑賞学習はますます充実し、美術館への学校からのニーズも高まっていくものと考えられる。

参考文献

- ·学習指導要領一般編(試案) 昭和 22 年 文部省
- ・学習指導要領図画工作編(試案) 昭和22年 文部省
- · 小学校学習指導要領解説図画工作編 平成 20 年 文部科学省